

表 3-3 火葬炉の確保と運転体制について

内 容	件数	割合(%)
a 市町村の要請により対応し、協力依頼する(ほぼ指針通り)	7	47
b 市町村の要請により対応し、協力依頼するが、平時より定める	5	33
c 市町村の要請により対応し、協力依頼するほか設置者と協定を締結	1	7
d 市町村は被災状況を把握し府県に報告する。各市町村は事業者と協定を締結する。	1	7
e 今後各市町村と協議	1	7
計	15	

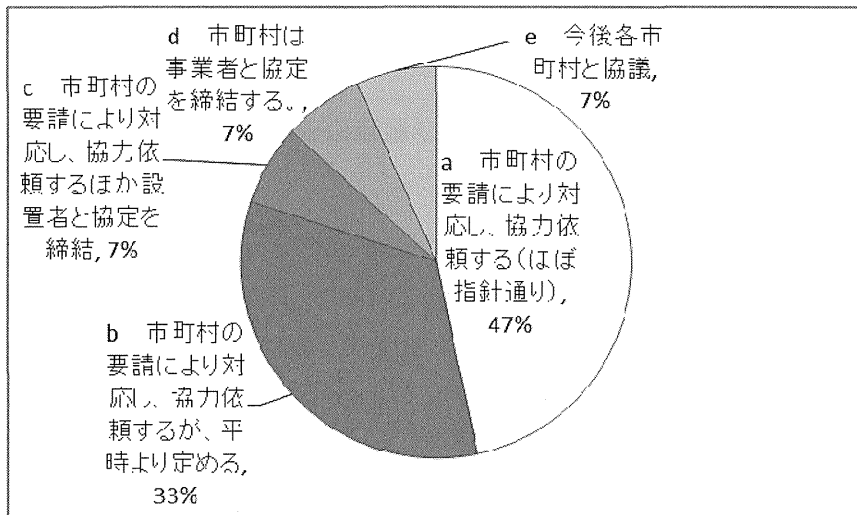


図 3-3 火葬炉の確保と運転体制について

C-② 火葬炉の燃料、電源について

火葬場が事業者と協定を結ぶなどして確保するが最も多く 8 件 57%、火葬場が確保できないときは県に要請し、県は事業者と協定を結び支援するが 3 件 21%、特に定めなしとしたものが 2 件 14%、今後検討するが 1 件、回答なしが 1 件であった。火葬場が事業者との協定を結ぶ場合、火葬場と都府県の双方が事業者と協定を結ぶ場合、火葬場が協定を結ぶが都府県が支援するという場合などがあるが、いずれにしても、市町村の対応能力が低下する場合も考慮し、都府県がサポート体制をとるとする考え方となっている。

表 3-4 燃料及び電源の確保について

内 容	件数	割合(%)
a 火葬場設置者が協定を結ぶ等をして自ら確保する。	8	57
b 火葬場設置者が確保できないときは、県に要請する。県は事業者と協定を締結し、支援する。	3	21
c 今後検討する。	1	7
d 特に定めはない	2	14
計	14	

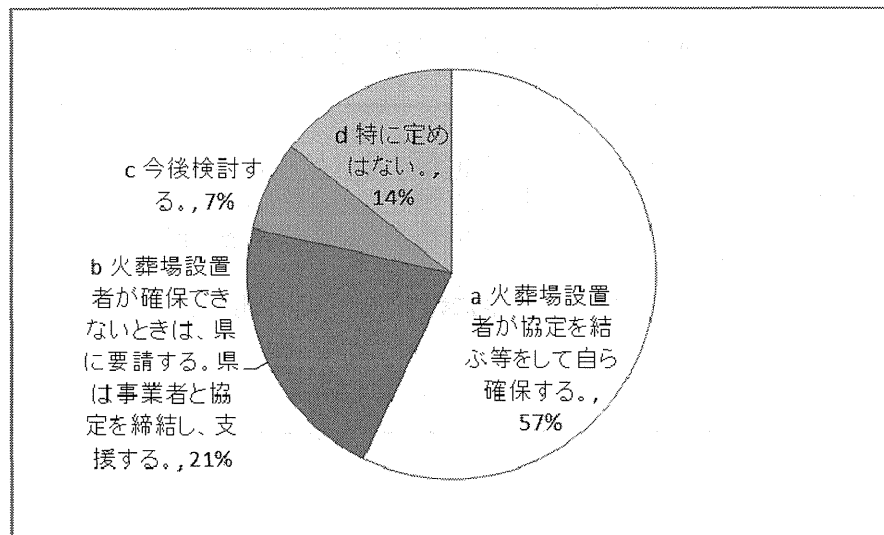


図 3-4 燃料及び電源の確保について

C-③ 遺体搬送について

遺体搬送については、市町村が行うが 3 件 20%あり、県は市町村から要請があれば支援する又は県が事業者と協定を結び支援するが 12 件 80%であった。基本的には、市町村が主体で遺体搬送を行い、県がサポート役を担う形だが、大規模災害時には、都府県を超える広域火葬の実施が必要となることから、より進んで都府県が事業者と協定を結び、サポート体制を確保することが望まれる。

表 3-5 遺体搬送について

内 容	件数	割合(%)
a 市町村が行い、県は事業者と協定を締結し市町村の要請によって支援する。	12	80
b 市町村が行う。	3	20
計	15	

C-④ 葬祭用品の確保について

ここでも、市町村が確保できないときは県に要請し県は事業者と協定を結ぶなどして協力を要請するがほとんどであり 14 件 93%、市町村が事業者と協定を結ぶ等して確保する 1 件 7%であった。

表 3-6 葬祭用品の確保について

内 容	件数	割合(%)
a 市町村が確保するとともに事業者と協定を締結する。	1	7
b 市町村が事業者と協定を結ぶ等確保する。確保できないときは県に要請し、県は事業者と協定を締結する等して事業者に協力を依頼する。	14	93
計	14	

C-⑤ 説明及び遺族の理解を得る方法など

指針通り、市町村に窓口を設置するが 14 件 93%であったが、窓口を設置するとともに地域のテレビ・ラジオで周知するとの記載が 1 件 7%あった。広域火葬が行われる場合に

は、遺族の希望する通りの火葬が行われないことも想定されることから、遺族の感情を考慮し、適切な説明を行い、理解を得る努力が必要となる。

表 3-7 遺族への説明および理解を得る方法

内 容	件数	割合(%)
a 窓口の設置	14	93
b テレビ・ラジオを通じて周知するとともに窓口を設置する。	1	7
計	15	

D. 火葬費用の負担について

D-① 災害救助法に基づく費用負担の範囲について

広域火葬を実施する場合の費用の範囲について都道府県として特段の規定をしていないが最も多く 7 件 47%、遺体搬送と火葬費用 3 件 20%、燃料・資機材・葬祭用品・遺体搬送費用が 2 件 13%、遺体保存・搬送・火葬費用すべて、火葬応援事項すべて、埋葬費用、災害救助法及び国民保護法の定めるところまでが各 1 件であった。

表 3-8 災害救助法に基づく費用負担の範囲について

内 容	件数	割合(%)
a 特に規定していない	7	47
b 遺体搬送と火葬費用	3	20
c 燃料、資機材、葬祭用品、遺体搬送費用	2	13
d 遺体の保存、遺体搬送、火葬費用すべて	1	7
e 応援事項すべて	1	7
f 災害救助法に基づく救助として埋葬費用	1	7
計	15	

a の規定していない理由

- ・災害救助法の範囲内での運用を想定
- ・国の判断による
- ・火葬に必要な費用すべて
- ・災害救助法の定めるところに従って行う旨定めている。

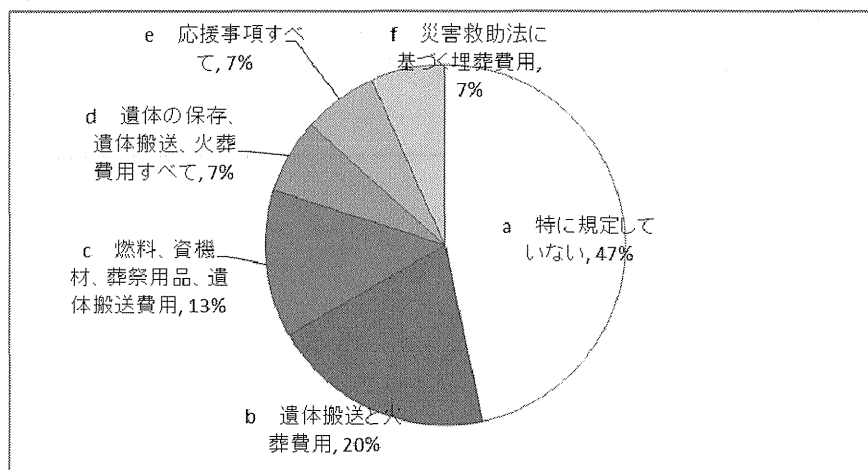


図 3-5 災害救助法に基づく費用負担の範囲について

D-② どこまで災害救助法で負担すべきか

広域火葬に係る費用すべて7件47%、東日本大震災の事例から検討すべき2件13%、広域火葬における遺体搬送費用（要員雇いあげ費を含む）及び地域防災計画の中で検討が各1件7%、回答なし4件であった。

表3-9 災害救助法による費用負担の範囲拡大について

内 容	件数	割合(%)
a 広域火葬にかかるすべてに災害救助法で負担すべき	7	47
b 広域火葬にかかる遺体の搬送費用(要員雇いあげ費を含む)	1	7
c 東日本大震災における事例を参考に検討すべきである。	2	13
d 地域防災計画の中で検討	1	7
e 回答なし	4	27
計	15	

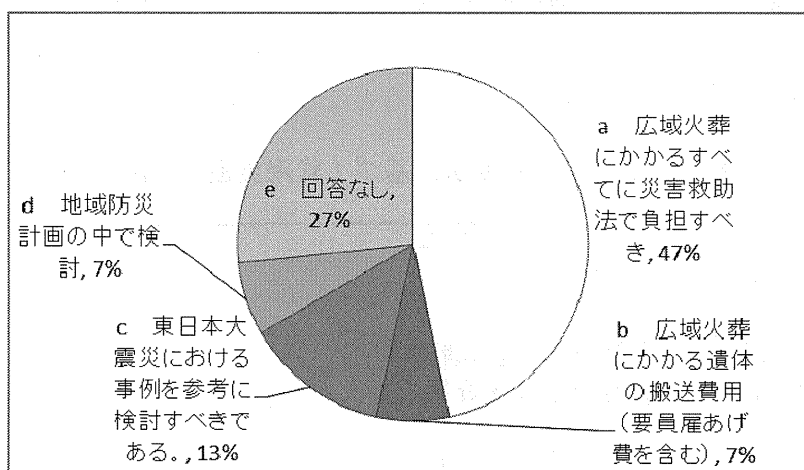


図3-6 災害救助法による費用負担の範囲拡大について

E. 大災害時に国の対応に望むこと

広域的な対応が必要となる大規模災害については、国の支援を求める意見が多かった。

表3-11 国に望むこと

内 容	件数	割合(%)
a 国が指針を示し、国の責務および支援を明確にすべき	13	87
b 国が東日本大震災を踏まえた対応方法を明確にすべき	1	7
c 他県との火葬調整、用品や人員調達等は国が一括して対応すべき	1	7
計	15	

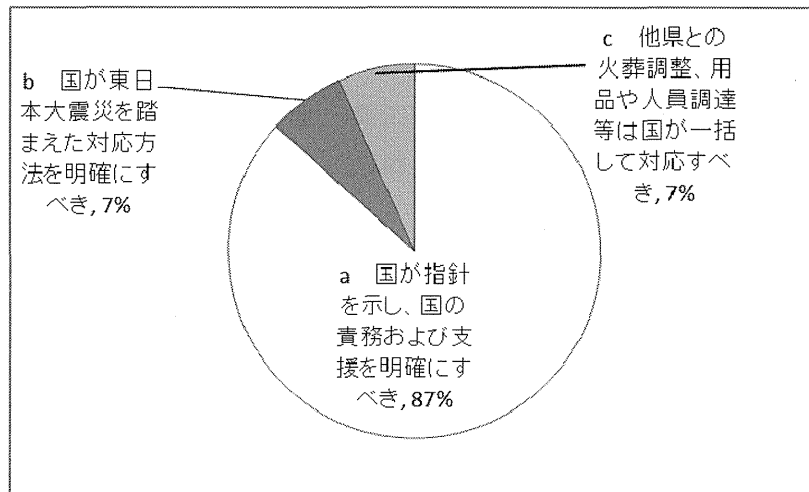


図 3-7 国に望むこと

第2節 政令指定都市対象アンケート調査結果

平成24年度の本研究において、全国47都道府県に対して、広域火葬計画の策定状況を調査するとともに、全国火葬場を対象として「全国火葬場の施設状況並びに防災対策に関する調査」を実施した。

続いて本年は、第1節で示したように、広域火葬計画策定済みの15都府県を対象にアンケート調査を行った。しかし、都道府県は、例外的な自治体を除き実際に火葬業務は行っていないため、火葬業務を実際に行っている市町村のうち、20の政令指定都市を対象として、大災害時における火葬協力の実態を把握することを目的として、広域火葬協力の検討あるいは広域火葬計画策定についてアンケートを行った。

1. 回収状況

- (1) 調査対象政令指定都市：20
- (2) 回答都市：16
- (3) 回収率：80.0%

2. アンケート結果

アンケートの内容は、つぎのとおりである。

- A. 都道府県とは別に、広域火葬計画又は火葬相互協力協定等を締結しているか
- B. 東南海・南海地震の被災対象地域に該当しているか
- C. もしこのような大震災が発生したらどのような対応をするか
 - ① 火葬炉の運転回数はどこまで増やせるか
 - ② 火葬回数を増やした場合の課題は何か
 - ③ 火葬回数を増やして火葬炉が損傷したらどうしてほしいか
- D. 広域火葬を行う場合遺体搬送はどのようにするか
- E. 火葬用資機材の確保はどうか
- F. 燃料備蓄に対する基本的な考えについて
- G. 国への要望について

(1) 結果の要約

16都市から回答があり、16都市のうち半数の8都市が東南海・南海地震の被災対象地域であった。また、広域火葬計画を策定している都市は16都市中3都市であった。

大災害時の火葬の対応では、1炉あたりの火葬回数を増加して対応するが11都市あり、増加する場合3回以上は対応できない火葬場もあることが分かった。回数を増加する場合の課題として、要員の確保や炉の傷みが懸念されている。このうち要員の確保は炉メーカー又は維持管理業者に応援を期待している。これは、東日本大震災の経験を反映しているものと思われる。

遺体搬送では、県レベルで関係団体との協定締結などを行うことによって車両の確保を期待している。火葬用資機材の確保では、都道府県または市町村で業者と協定を結ぶなど、都道府県及び市町村双方で確保に向けた努力をする必要があるとの考え方であるが、大規模災害では全国的に不足することを心配する回答もあった。

燃料の備蓄に対して、都道府県及び市町村で業者との協定を締結して確保する、市町村及

び火葬場で備蓄するとの回答が多かったが、備蓄は困難である、今後検討するとの回答も多く、災害時にどう確保するかが課題となりそうである。

大規模災害にあたっては、国の対応を期待する声が多かった。

(2) アンケート結果の詳細

A. 「都道府県とは別に、市として広域火葬計画又は火葬相互協力協定等を策定しているか」の問いには、表のとおり策定しているが3自治体であった。

表3-11 広域火葬計画の策定について

内 容	件数	割合(%)
1 策定している	3	19
2 策定していない	13	81
計	16	

B. 「東南海・南海地震の被災対象に該当しているか」の問いには、被災対象地域に該当しているとの回答は50%であった。

表3-12 東南海・南海地震の被災対象に該当しているか

内 容	件数	割合(%)
1 該当している	8	50
2 該当していない	8	50
計	16	

C. 東南海・南海地震の全国規模での被害想定最大の32万人を超える死者に対する対応（複数回答）については、12の自治体が火葬回数を増やして対応するとしているほか、県内及び隣接県と広域火葬協力によって対応するとしている。検討していない都市はわずか2自治体であった。

表3-13 大災害時の火葬炉の対応について

内 容	件数	割合(%)
1 火葬炉の稼働回数を増やす	12	43
2 県内及び隣接県と広域火葬協力によって対応する。	12	43
3 季節によっては火葬まで1週間ほど安置する	1	4
4 仮埋葬を行う	1	4
5 火葬炉を今後増設して対応する	0	0
6 検討していない	2	7
計	28	

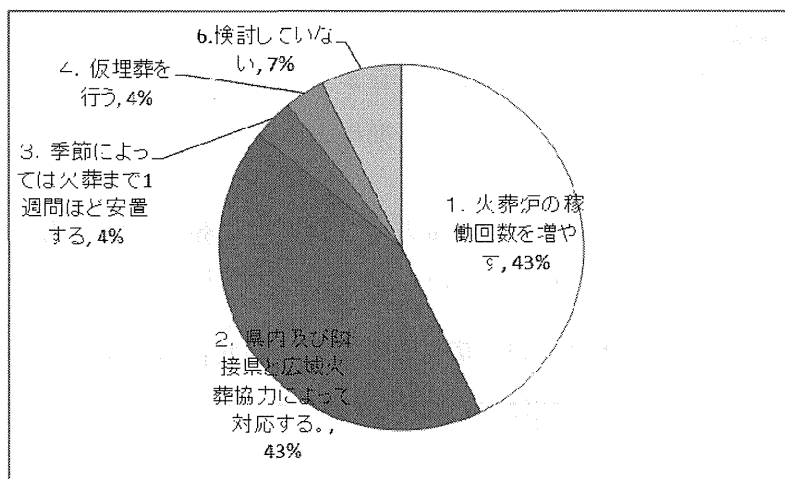


図3-8 大災害時の火葬炉の体制について

C-① さらに、「火葬回数を増加する」と回答のあった都市に対して、「1 炉あたり何回にするか」との質問では、8 回以上 1 都市、5 回以上 2 都市、3 回以上 8 都市、3 回以上は対応できない火葬場がある 1 都市、回答のなかった自治体が 4 件あった。

表3-14 増加可能な運転回数について

内 容	件数	割合(%)
8回以上	1	6
5回以上	2	13
3回以上	8	50
3回以上対応できない火葬場もある	1	6
回答なし	4	25
計	16	

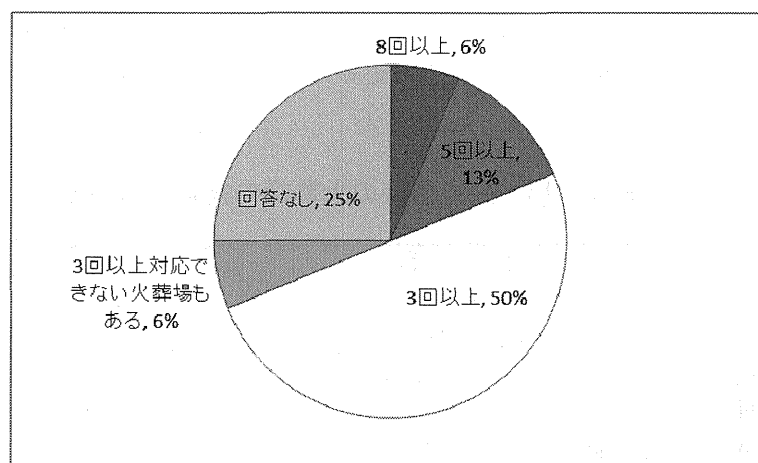


図3-9 増加可能な運転回数について

C-② 「火葬回数を増加する場合の課題について」では、火葬要員が手当てできないが 5 都市で 31%、火葬炉が損傷するが 9 都市で 56%、装置が耐えられないが 1 都市で 6%、回答なしが 1 都市 6%であった。

表 3-15 運転回数増加の問題点について

内 容	件数	割合(%)
1 火葬要員が手当てできない	5	31
2 火葬炉の損傷が発生する	9	56
3 装置が耐えられない	1	6
4 回答なし	1	6
計	16	

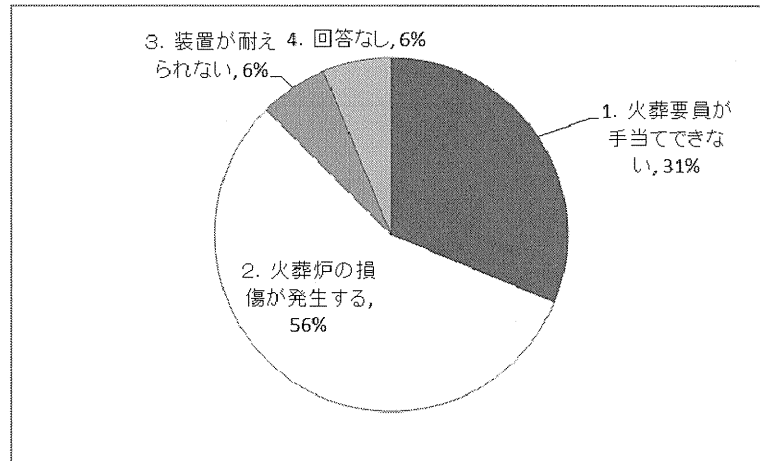


図 3-10 運転回数増加の問題点について

C-③ さらに、「火葬要員が補充できない場合の対応」では、炉メーカー又は維持管理業者に依頼するが 7 都市で 44%、広域火葬計画あるいは相互協力協定で被害のなかった自治体に依頼するが 5 都市で 31%、回答なし 4 都市 25%、火葬場のOBに依頼するは 0 であった。

表 3-16 運転要員の確保について

内 容	件数	割合(%)
1 炉メーカー又は火葬炉維持管理業者に依頼する	7	44
2 広域火葬計画あるいは相互協力協定を通じて被災のない自治体に依頼する	5	31
3 火葬場のOBを把握しておき依頼する	0	0
4 回答なし	4	25
計	16	

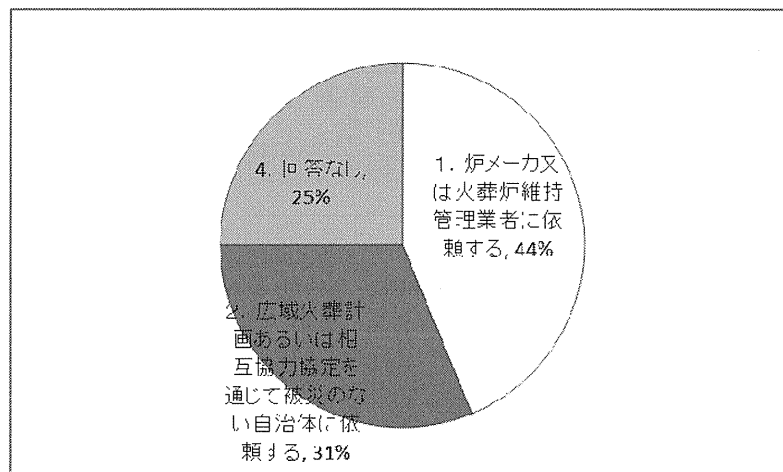


図 3-11 運転要員の確保について

C-④ 大規模災害に関連して火葬応援をして炉が損傷した場合は国が補てんすべき 11 都市 69%、県が補てんすべき 1 都市 6%、回答なし 4 都市 25%であった。

表 3-17 炉の損傷に対する補てん主体について

内 容	件数	割合(%)
1 国が補てんすべき	11	69
2 県が補てんすべき	1	6
3 平常時から積み立てておく	0	0
4 回答なし	4	25
計	16	

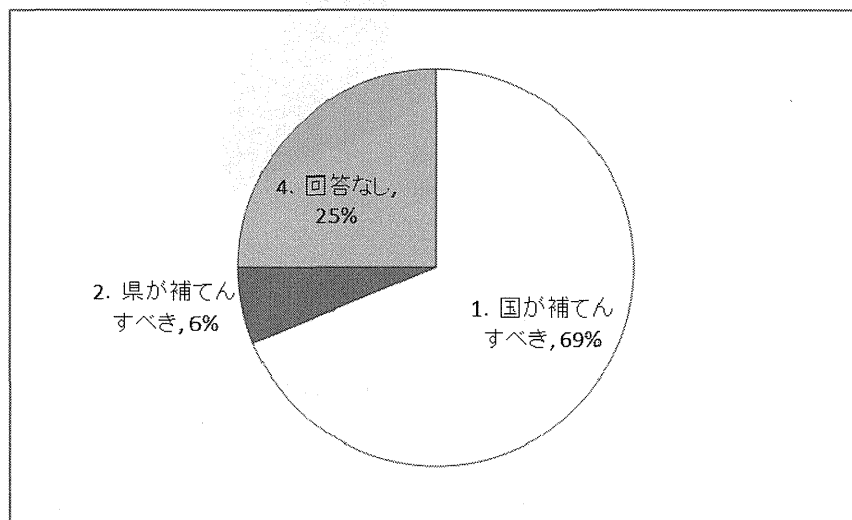


図 3-12 炉の損傷に対する補てん主体について

D. 広域火葬のための遺体搬送方策では、県レベルでトラック協会、霊柩自動車協会等と協定を結ぶとともに車両やヘリコプターを用意しておくが 9 都市 56%、市町村で車両を用意しておくが 2 都市 13%、市町村で関係機関と協定を結ぶが 2 都市 13%、都道府県間及び市町村間の調整は都道府県が行うがそれぞれ 1 都市、検討していないが 1 都市あった。

表 3-18 遺体搬送の方策について

内 容	件数	割合(%)
1 県レベルでトラック協会、霊柩自動車協会等と協定を結ぶとともに車両、ヘリを用意しておく	9	56
2 市町村レベルで車両を用意しておく	2	13
3 市町村レベルで関係団体と協定を結ぶ	2	13
4 市町村レベルで関係機関に要請する	1	6
5 都道府県間、市町村間の調整は都道府県が行う	1	6
6 自衛隊に依頼する	0	0
7 検討していない	1	6
計	16	

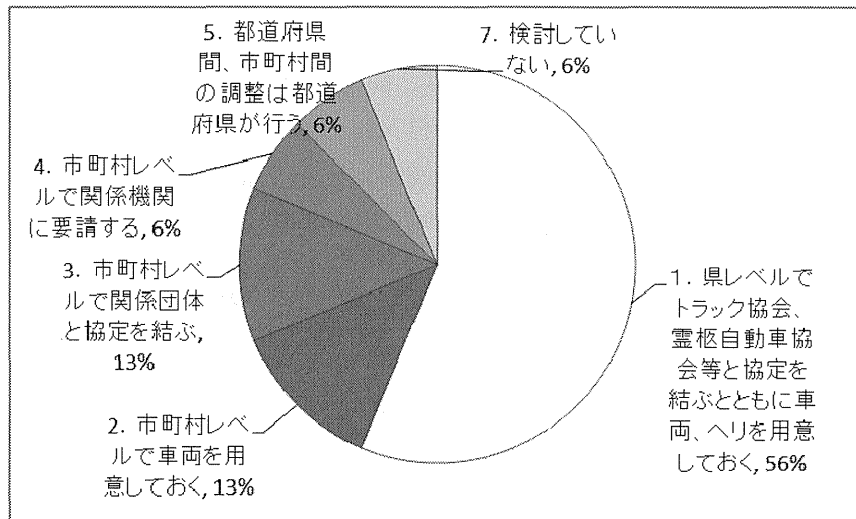


図3-13 遺体搬送の方策について

E. 火葬用資機材の確保（複数回答）についても、都道府県または市町村が業者と協定を結んで供給を確保するが最も多く 11 都市 52%、都道府県で一定の備蓄をする 3 都市 14%、市町村又は火葬場で備蓄する 2 都市 10%、他市町村と協定を結ぶ、状況に応じて他都市へ要請する、災害規模によって全国で不足する可能性があり現実的に不可能がそれぞれ 1 都市、検討していないが 2 都市あった。

表3-19 火葬用資機材の確保について

内 容	件数	割合(%)
1 都道府県で一定の備蓄をする	3	14
2 市町村又は火葬場で備蓄する	2	10
3 都道府県または市町村が業者と協定を結んで供給を確保する	11	52
4 他の市町村と協定を結ぶ	1	5
5 状況に応じた都市等へ要請する。	1	5
6 災害規模によっては全国で不足する可能性があり現実的に不可能	1	5
7 特に検討していない	2	10
計	21	

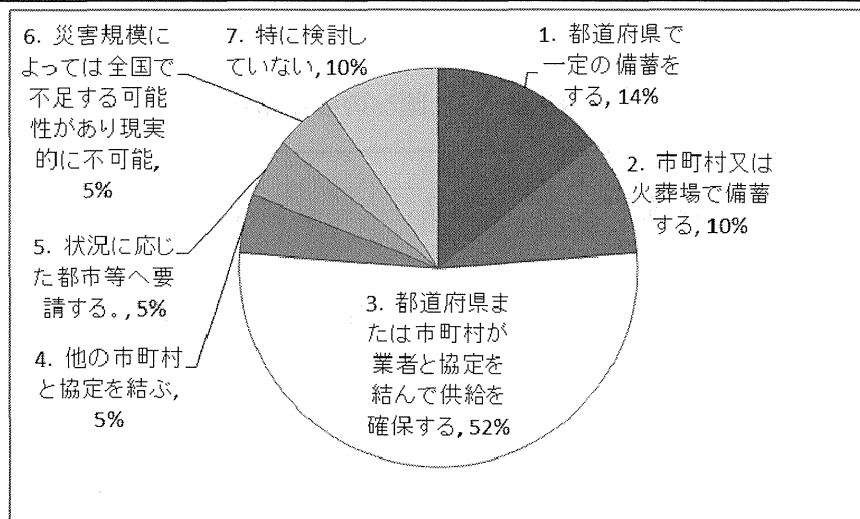


図3-14 火葬用資機材の確保について

F. 燃料の備蓄（複数回答）については、都道府県あるいは市町村で業者と協定を結んで確保するが最も多く 6 都市 30%、市町村又は火葬場で備蓄する 5 都市 25%、都道府県で備蓄する 3 都市 15%、都市ガスなので備蓄は困難 2 都市 10%、状況に応じて他都市に要請するが 1 都市、検討していない及び今後検討するが 3 都市あった。

表 3-20 燃料の備蓄について

内 容	件数	割合(%)
1 都道府県で一定の備蓄を行う	3	15
2 市町村又は火葬場で一定の備蓄を行う	5	25
3 都道府県または市町村で業者と協定を結び一定の供給を確保する	6	30
4 都市ガスのため備蓄は困難	2	10
5 状況に応じた都市へ要請する	1	5
6 検討していない、今後検討する	3	15
計	20	

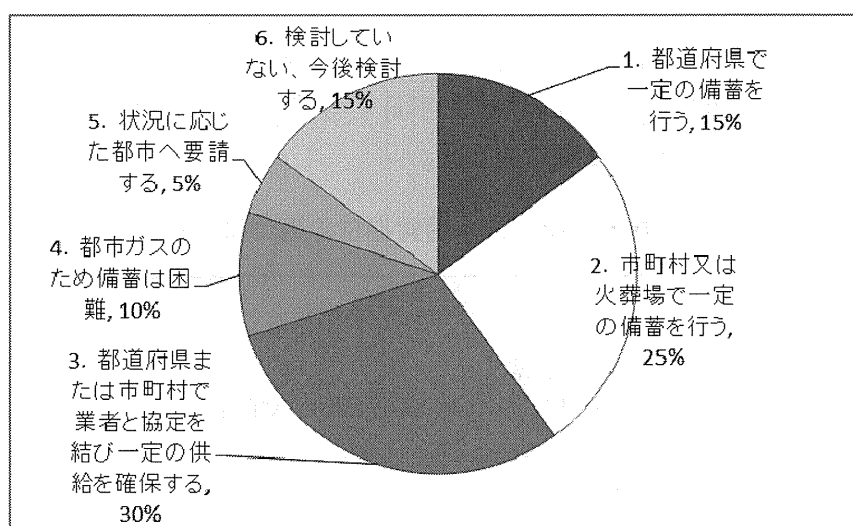


図 3-15 燃料の備蓄について

G. 最後に、国への要望事項としては、国が指針を示し、国の責務及び支援を明確にするが多かった。

表 3-21 国への要望事項

内 容	件数	割合(%)
1 国がその指針を示し、国の責務及び支援を明確にすべき	15	94
2 相互協力体制を密にする	1	6
3 国は、定期的に火葬場情報を調査整備し、市町村に提供すべきだ	0	0
計	16	

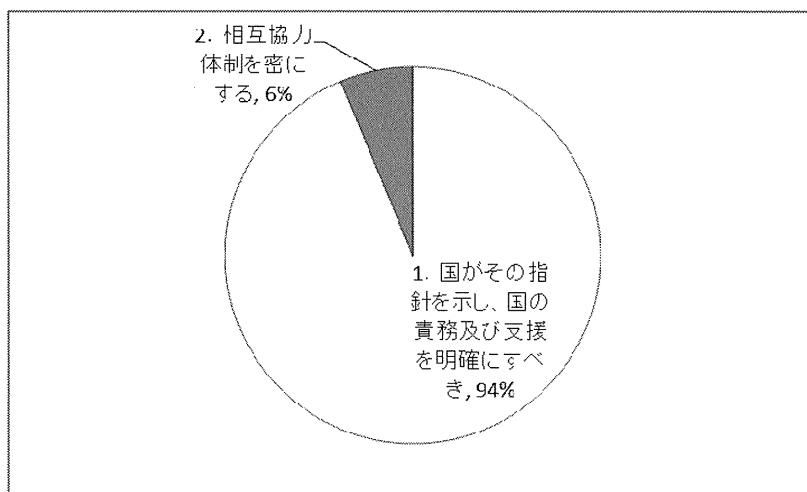


図3-16 国への要望事項

第4章 各種の資機材確保のための協定の締結

第1節 協定締結の現状

1. アンケート調査で自治体から提供があった協定

大規模災害時には、各種の資機材の確保が要請される。これまでに環境斎苑協会が入手した協定からみると、締結の相手先は、全日本葬祭業協同組合連合会及び地域の協同組合、全国霊柩自動車協会及び地方支部連合会、全日本冠婚葬祭互助協会などである。東京都については、民間事業者による火葬の割合が多いことから、民間火葬場とも協定を締結している。

表4-1 民間事業者又は団体との協定締結項目一覧

締結団体	協定項目	火葬資機材					遺体安置施設	遺体搬送	火葬
		棺	葬祭用品	ドライアイス	防腐剤	役務			
全日本葬祭業協同組合連合会		○	○	○	○	○	○	○	
全日本冠婚葬祭互助協会		○	○	○	○	○	○	○	
全国霊柩自動車協会								○	
全日本ドライアイスデラー会				○					
ドライアイスメーカー会				○					
民間火葬場(東京博善、戸田葬祭場、日華)									○

協定は、棺・葬祭用品・遺体搬送を一括して定めたもの、棺・葬祭用品、遺体搬送、火葬の実施などに分けて個別に協定を結んでいるものがある。

全国組織（全日本葬祭業協同組合連合会）との葬祭用品、遺体搬送についての協定では、①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等役務の提供、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送、その他（大阪府の例）、②協力の実施については、自治体の要請を受けた時、優先して実施としている。③経費の負担については締結内容にかかる経費としており、業務が終了した時に支払うとしている。④経費の価格は、災害時の直前における適正価格を協議によって決定する。搬送経費については、運輸局に届けている価格を基準に協議して決定としている。

同じく全国霊柩自動車協会との協定では、霊柩自動車による遺体搬送、その他としている。

地域の葬祭業協同組合との協定では、葬祭用品として棺、ドライアイス、骨壺及び骨箱、その他自治体が指定した葬祭用品（愛知県と愛知県葬祭業協同組合との例）となっている。

2. ヒアリングなどから得られた行政間の協定

ヒアリングなどを通じて、表4-2の通り行政相互の協力協定の事例が得られた。

愛知県では、名古屋市をはじめとする県下の市町村で相互応援協定を結んでいる。

応援の実施は、①火葬場が被災し、稼働できなくなったとき、②火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき、③火葬場の稼働に支障が生じたときとしている。

応援の内容としては、①遺体の火葬、②火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋、③火葬場にかかる人員の派遣、④その他要請のあった事項としている。

応援協力の体制で特筆することは、県内を4ブロックに分けた体制を設定していることである。このブロックの中に幹事自治体を設定して連絡調整を行うとともに代表幹事を決めている。代表幹事は、各ブロックとの連絡調整を行うこととしており、平常時に、会議を持つことによって、災害時スムーズな協力体制が取れるものと思う。

このほか、協定を結んだ各市町村の責務、経費負担、連絡協議会の設置等を定めている。

高知県では、中国四国8県で災害相互援助協定、四国4県広域応援協定を結ぶとともに、県内市町村及び一部事務組合と火葬場連絡協議会を設置している。この、火葬場連絡協議会には、高知県健康政策部食品・衛生課も構成員となっている。

表4-2 行政間の協定締結項目一覧

協定の名称	資機材	物資	施設	役務	要員
全国知事会広域応援に関する協定	○	○	○	○	○
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(9県+1連合)	○	○	○		○
中国四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定(9県)	○	○	○		○
危険事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定(高知)	○	○	○	○	○
火葬場相互援助協定(愛知)	○	○			○
火葬場連絡協議会(高知)					
協定の名称	避難者	傷病者 受入れ	遺体処理	火葬	その他 必要な事項
全国知事会広域応援に関する協定					○
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(9県+1連合)	○	○			○
中国四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定(9県)			広域火葬については 今後決定する。		○
危険事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定(高知)					○
火葬場相互援助協定(愛知)				○	○
火葬場連絡協議会(高知)			○	○	

3. 協定締結自治体

災害時の緊急対策として「全日本葬祭業協同組合連合会」、「全国霊柩自動車協会」及び「都道府県トラック協会」又はこれら団体の地方支部等と応援協定を結んでいる自治体は、表4-3、表4-4、表4-5のとおりである。(前記1のアンケート調査で得た協定と重複している。)

また、霊柩自動車協会のホームページから霊柩自動車協会及びトラック協会霊柩部会と自治体の協定締結時期を見ると、平成8年から始まり、表4-6及び図4-1のとおりである。阪神・淡路大震災後に一つの山があり、平成18年から二つ目の山があり東日本大震災後の平成24年にピークがあることがわかる。

表 4-4 全国霊柩自動車協会と自治体との協定締結状況

都道府県 1都1道 2府21県	東京都、北海道、京都府、大阪府、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、石川県、静岡県、愛知県、岐阜県、奈良県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、
市町村 134市町村	小樽市、札幌市、北見市、苫小牧市、千歳市、函館市、帯広市、八雲町、音更町、広尾町、盛岡市、宇都宮市、小山市、足利市、茂木町、前橋市、桐生市、高崎市、藤岡市、伊勢崎市、富岡市、ふじみ野市、小川町、嵐山町、飯能市、滑川町、日高市、三芳町、市原市、千葉市、我孫子市、習志野市、佐倉市、八千代市、八街市、館山市、南房総市、鋸南町、横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、海老名市、葉山町、伊勢原市、箱根町、秦野市、湯河原町、小田原市、綾瀬市、三浦市、厚木市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、川崎市、大和市、座間市、浜松市、静岡市、沼津市、袋井市、蒲郡市、名古屋市、豊田市、知多市、岡崎市、みよし市、西尾市、小牧市、知立市、幸田町、刈谷市、碧南市、高浜市、清須市、長岡京市、京都市、宇治市、城陽市、京田辺市、宇治田原町ほか
特別区10区	新宿区、渋谷区、江東区、荒川区、大田区、墨田区、目黒区、足立区、板橋区

出典：(一社)全国霊柩自動車協会ホームページ

表 4-5 都道府県トラック協会霊柩部会と自治体との協定締結状況

都道府県 12県	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、滋賀県、鳥取県、広島県、山口県、岡山県、佐賀県、
市町村8市	八戸市、仙台市、甲府市、鳥取市、米子市、倉吉市、福山市、広島市

出典：(一社)全国霊柩自動車協会ホームページ

表 4-6 協定締結時期（霊柩自動車協会及びトラック協会霊柩部会と自治体）

平成年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
件数	1	4	7	6	13	8	11	9	1	4
平成年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
件数	12	9	10	15	10	15	33	11	1	

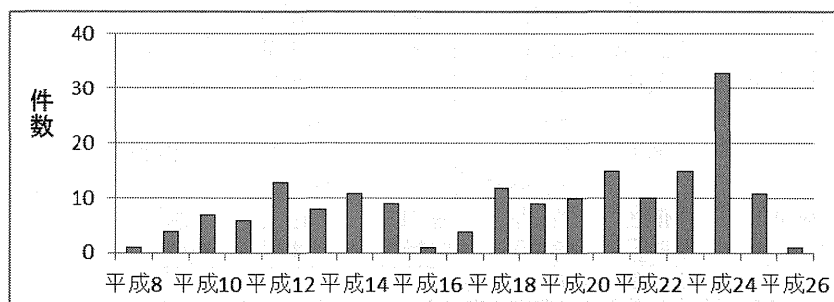


図 4-1 全国霊柩自動車協会等との協定締結時期と件数

第2節 協定のモデル

1. 災害時における遺体の搬送に関する協定書（高知県：（社）全国霊柩自動車協会四国支部連 合会）

災害時における遺体の搬送に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会四国支部連合会（以下「乙」という。）は、遺体の搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、高知県内に災害対策基本法に規定する地震・風水害その他による災害、国民保護法に規定する武力攻撃事態等緊急対処事態における災害その他の大規模災害等（以下「災害等」という。）における遺体の搬送について、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害等が発生した場合の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置し、乙に対して遺体の搬送について協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害等が発生した場合、遺体の搬送について、必要が生じたと認めた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請に従い、遺体の搬送に関する業務を実施するものとする。

（緊急要請）

第5条 第3条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により遺体の搬送に関する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した遺体の搬送に関する業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、協会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(経費の決定)

第10条 甲が負担する経費は、災害発生時の直前における価格を基準にして、甲乙が協議して決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(附則)

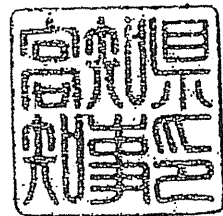
この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成18年3月27日

甲 高知県

高知県知事 橋本 大二郎



乙 高知県高知市越前町2-5-10

社団法人全国霊柩自動車協会四国支部



会長 寺村 勉

